

前回のスクリーニング評価の判定について

1. 背景

平成 24 年度第 4 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第 118 回審査部会、第 125 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合（平成 24 年 7 月 27 日開催）において審議を行い、優先評価化学物質相当と判定されたものについて、その指定にあたり、再度精査を行ったところ、以下の 2 物質については、判定を見直す必要性を認めたため、再評価を行うこととした。

2. 再評価の対象物質及び判定の見直しについて

(1) 2-メチルペンタナール（別名：2-メチルバレルアルデヒド）

① 7 月の判定

暴露クラス 3、生態影響有害性クラス 2 から、優先評価化学物質相当と判定された。

② 精査により判明した事項

製造・輸入数量と出荷数量に大きな乖離があり精査したところ、届出事業者から出荷数量及び用途について修正があった。これにより、暴露クラスは「外」に変更される。

また、判定当時、当該物質の生分解性については、知見が得られていなかつたことから、デフォルトである「難分解性」としていたが、本日の審議において、分解性既知の化学物質との比較により審議されたところ。

③ 見直し案

以下により、優先度「クラス外」となり、優先評価化学物質に相当しないと再評価する。

CAS 番号	物質名	生分解性	暴露クラス	暴露クラス (分解性考慮)	有害性クラス	優先度
123-15-9	2-メチルバレルアルデヒド	良 あるいは 難	外	外	2	クラス外

(2) ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム

① 7 月の判定

暴露クラス 1、人健康有害性クラス 4 及び生態影響有害性クラス 2 から、優先評

価化学物質相当と判定された。

②精査により判明した事項

本化学物質は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩(通称 LAS)の一種であるが、7月の判定の際に用いた有害性情報は、本化学物質単体ではなく、本化学物質を含む LAS(複数の類縁化学物質の混合物)を被験物質とした有害性情報であった。

また、本化学物質は LAS の混合物として製造・輸入・出荷されることが多いという実態を踏まえると、こうした実態を踏まえた評価単位が望ましいと考えられる。

③見直しの方向性

評価単位を見直した上で、今年度内に再度判定を行う。